

◎入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

令和8年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦

1 売払財産（土地）

(1) 件名

物件番号1：旧水戸地区見川教職員住宅敷地

物件番号2：旧県職員住宅水戸本丸荘敷地

物件番号3：旧海洋高等学校湊水会館跡地駐車場

物件番号4：旧竜ヶ崎第二高等学校第二グラウンド

(2) 売払財産の概要

物件番号	《財産の名称》 土地の所在及び地番	種別	公簿地目 種類・構造	面積（㎡）	予定価格 （円）
1	《旧水戸地区見川教職員住宅敷地》 水戸市見川町字沓掛 2563 番 610、 2563 番 612、2563 番 1316、2563 番 1318、 2563 番 1319、2563 番 1320、2563 番 1322	土地	宅地 公衆用道路	2,001.77 （宅地） 399.90 （道路） 2,401.67 （合計）	36,700,000
2	《旧県職員住宅水戸本丸荘敷地》 水戸市三の丸三丁目 1 番 294	土地	宅地	2,546.44	58,100,000
3	《旧海洋高等学校湊水会館跡地駐車場》 ひたちなか市和田町二丁目 420 番 8、 5084 番 11、5084 番 17	土地	雑種地	1,445.61	14,400,000
4	《旧竜ヶ崎第二高等学校第二グラウンド》 龍ヶ崎市羽原町字中河内代 1941 番 7、 1910 番 2	土地	山林	17,258.00	20,319,000

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員

(3) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配して

いる事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）

オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員

3 入札参加申込書等の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和 8 年 6 月 18 日（木）から令和 8 年 7 月 17 日（金）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 配布場所

ア 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

イ 下記 11 に示す現地説明会の会場

ウ 茨城県管財課ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/kanzai/koyu/zaisan.html>

4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1) 提出期間

令和 8 年 6 月 18 日（木）から令和 8 年 7 月 17 日（金）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

・郵送（書留郵便）の場合、令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出場所

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

5 入札の方法

(1) 入札書の提出

郵送（書留郵便）又は当日持参により提出すること。

(2) 入札書の提出期限・提出日時及び提出場所

ア 郵送による提出の場合

物件番号	提出期限	提出場所
1～4	令和 8 年 7 月 29 日（水） 午後 5 時必着	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

イ 当日持参による提出の場合

物件番号	日 時	場 所
1	令和8年7月30日（木） 午前9時30分	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室2
2	令和8年7月30日（木） 午前10時30分	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室2
3	令和8年7月30日（木） 午前11時30分	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室2
4	令和8年7月30日（木） 午後1時30分	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室2

(3) 開札の日時及び場所

物件番号	日 時	場 所
1	令和8年7月30日（木） 午前9時30分	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室2
2	令和8年7月30日（木） 午前10時30分	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室2
3	令和8年7月30日（木） 午前11時30分	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室2
4	令和8年7月30日（木） 午後1時30分	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室2

6 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 落札者の決定

落札者は、予定価格以上の有効札のうち最高額の入札者とする。

入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

8 入札保証金

一般競争入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額（円未満切上げ）を次のいずれかの方法により納付すること。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

(1) 現金又は地方自治法施行令第167条の7第2項及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第144条において準用する第139条第1項に定める有価証券（なるべく銀行振出し小切手とすること。）により、当日納付する場合は前記5（2）イの提出日時の30分前から15分前までの間に納付すること。

(2) 口座振込により納付する場合は、茨城県の指定する口座に振り込んだ旨の証明として、振り込みを依頼した金融機関から交付を受けた納付書・領収証書（様式第40号）を貼付した入札保証金払込票提出書を、前記5（2）の提出期限・提出日時までに提出すること。

※ 上記口座振込用紙（納付書・領収証書（様式第40号）、収入票（納付書用）（様式第37号）（そ

の5))及び収納済通知票(納付書用)(様式第38号(その5))の3枚複写帳票)は、入札参加申込者あてに送付する文書に同封する。

9 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が落札決定後、県が指定した期限内に売買契約を締結しないときは、前記8の入札保証金は県に帰属する。

10 契約の締結及び売払代金の支払方法

落札者は、県の定めた売買契約書により、落札者決定の通知を受けた日から5日以内に契約保証金を納付し、契約を締結した後、売払代金から契約保証金を除いた金額を県が発行する納入通知書により、一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納付するものとする。

11 現地説明会の日時及び場所

現地説明会に参加を希望する者は、現地説明会実施日の前日午後5時までに、下記(2)の担当窓口へ申込みをすること。なお、参加希望者がいない場合には、現地説明会は実施しないものとする。

(1) 日時、場所

物件番号	日 時	場 所
1	令和8年7月9日(木) 午前10時30分から	《旧水戸地区見川教職員住宅敷地》 水戸市見川町字沓掛2563番610
2	令和8年7月9日(木) 午後2時00分から	《旧県職員住宅水戸本丸荘敷地》 水戸市三の丸三丁目1番294
3	令和8年7月10日(金) 午前10時30分から	《旧海洋高等学校湊水会館跡地駐車場》 ひたちなか市和田町二丁目420番8
4	令和8年7月10日(金) 午後2時30分から	《旧竜ヶ崎第二高等学校第二グラウンド》 龍ヶ崎市羽原町字中河内代1941番7

(2) 担当窓口(申込み先)

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

12 用途の制限

入札物件については、契約書において売買契約締結の日から5年間、次に掲げる制限を付するものとする。

- (1) 落札者は、茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第5号に規定する暴力団事務所又はその他これに類するものの用途に供し、又は供させてはならない。
- (2) 落札者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは本件財産を第三者に貸してはならない。

13 その他の注意事項

物件番号1の物件について、落札者は以下の義務を負う。

(1) 落札者は、2563番612並びに同番1316、1318、1319、1320及び1322の6筆の土地（以下「2563番612ほか5筆の土地」という。）について、下記に掲げる事項を行うこと。

ア 水戸市との建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号所定の位置指定道路の築造及び指定に係る事前協議を行うこと。

イ 落札者が水戸市に対して位置指定道路の指定の申請を行うこと。

ウ 落札者が位置指定道路を築造し、水戸市から位置指定道路の指定を受けること。

また、この義務は、2563番612ほか5筆の土地を位置指定道路とした旨の水戸市の公告の写しを県に提出したこと及び水戸市の公告後に道路が築造されたことを県が確認したことをもって履行されたものとする。

なお、落札者は、上記アからウまでに掲げる義務の履行が完了する前に、2563番612ほか5筆の土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、当該第三者に対して、上記アからウまでに掲げる落札者の義務を承継させるものとする。当該第三者が2563番612ほか5筆の土地の所有権を当該第三者以外の第三者に譲渡する場合も、同様とする。

※ 上記アからウまでに掲げる義務の履行のために必要な費用については、全て落札者（第三者に譲渡した場合は当該第三者）の負担とする。

(2) 落札者は、2563番612ほか5筆の土地について、下記に掲げる事項を認めること。

ア 2563番612ほか5筆の土地に接道する土地の所有者（以下「甲」という。）並びに2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地の居住者が、2563番612ほか5筆の土地を無償で通行（車両による通行を含む。以下同じ。）すること、並びに甲及び当該居住者以外の者で正当な用務を有する者が、2563番612ほか5筆の土地を無償で通行すること。

イ 甲並びに2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地の居住者が、2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地のために、2563番612ほか5筆の土地に存する給水・排水管及び都市ガスパipesを無償で利用すること。

なお、2563番612ほか5筆の土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、当該第三者に対して、上記ア及びイに掲げる落札者の義務を承継させるものとする。当該第三者が2563番612ほか5筆の土地の所有権を当該第三者以外の第三者に譲渡する場合も、同様とする。

(3) 落札者は、上記（1）について、次に掲げる落札者の義務を定めた覚書を甲と締結すること。

ア 落札者が、水戸市の定めるところにより、同市と位置指定道路の築造及び指定に係る事前協議を行うこと。

イ 落札者が、水戸市に対して位置指定道路の指定の申請を行うこと。

ウ 落札者が、水戸市の定めるところにより、位置指定道路の築造を行い、同市から位置指定道路の指定を受けること。

エ 落札者が、上記アからウまでに掲げる義務の履行が完了する前に、2563番612ほか5筆の土地を第三者に譲渡する場合は、当該第三者に対し、上記アからウまでに掲げる義務を承継させること。

(4) 落札者は、上記（2）について、次に掲げる落札者の義務を定めた覚書を甲と締結すること。

- ア 甲並びに2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地の居住者による2563番612ほか5筆の土地の無償での通行、並びに甲及び当該居住者以外の者で正当な用務を有する者による2563番612ほか5筆の土地の無償での通行を落札者が認めること。
- イ 2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地のために、2563番612ほか5筆の土地に存する給水・排水管及び都市ガス管を、甲並びに2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地の居住者が、無償で利用することを落札者が認めること。
- ウ 落札者が、2563番612ほか5筆の土地を第三者に譲渡する場合は、当該第三者に対し、上記ア及びイに掲げる義務を承継させること。
- (5) 落札者が上記(1)の義務に違反したときは、県は、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行されないときは、契約を解除し、又は土地を買い戻すことができるものであること。土地の買戻し期間は、契約締結の日から10年間とし、買戻特約の登記を所有権移転の登記と同時に行うものであること。

14 連絡先

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380